

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年4月26日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000268号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100005号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成17年12月22日は27万4,000円、平成18年8月4日は21万5,000円、平成18年12月20日は19万1,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月22日、平成18年8月4日及び平成18年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月22日及び平成18年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る平成18年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年8月4日
③ 平成18年12月20日

A社から賞与が支払われていたが、請求期間①、②及び③について、標準賞与額の記録がないので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間に請求者へ賞与を支払い、当該賞与から厚生年金保険料を控除していた旨回答しているところ、請求者から提出された預金通帳によると、請求期間①に23万6,990円、請求期間②に18万6,986円、請求期間③に17万339円が賞与として振り込まれていることが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書及び預金通帳から確認又は推認できる厚生年金保険料率に基づき請求者の賞与振込額を検証すると、請求者は、請求期間①は28万円、請求期間②は22万円、請求期間③は20万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、請求期間①は27万4,000円、請求期間②は21万5,000円、請

求期間③は19万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、請求者の賞与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は27万4,000円、請求期間②は21万5,000円、請求期間③は19万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月22日及び平成18年12月20日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、年金事務所が保管する平成17年12月及び平成18年12月に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表によると、事業主は、賞与を不支給とし、賞与支給総額を0円として届け出ていることが確認できることから、事業主は当該期間に係る賞与について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成17年12月22日及び平成18年12月20日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、事業主は、平成18年8月4日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、平成18年8月4日について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。